

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 3 月18日
【会社名】	大王製紙株式会社
【英訳名】	Daio Paper Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 若林 頼房
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市三島紙屋町 2 番60号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見 2 丁目10番 2 号
【電話番号】	(0 3) 6 8 5 6 - 7 5 0 0
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 清水 貴之
【縦覧に供する場所】	大王製紙株式会社東京本社 (東京都千代田区富士見 2 丁目10番 2 号) 大王製紙株式会社大阪支店 (大阪市中央区備後町 4 丁目 1 番 3 号) 大王製紙株式会社名古屋支店 (名古屋市中区丸の内 1 丁目16番 4 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月18日付けで、北越コーポレーション株式会社（以下「北越コーポレーション」という。）との間で、2024年5月15日付けで締結した戦略的業務提携基本契約（以下「本基本契約」という。）に関連して、本基本契約に定める戦略的業務提携を深化させる戦略的業務提携（以下「本提携」という。）に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結いたしました。

本覚書には、北越コーポレーションによる当社の株式の譲渡その他の処分について当社の事前の承諾を要する（以下「本譲渡制限」という。）旨の合意及び北越コーポレーション又はその関連者（以下において定義します。）が当社との間で定めた株式保有割合を超えて当社の株式を保有することを制限する（以下「本買増制限」という。）旨の合意（及びを総称して、以下「本合意」という。）が含まれておりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該契約を締結した年月日

2026年3月18日

(2) 当該契約の相手方の名称及び住所

名称	北越コーポレーション株式会社
所在地	新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号

(3) 本合意の内容

本譲渡制限に係る合意

当社は、北越コーポレーションとの間で、北越コーポレーションが、本覚書の有効期間中、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、その保有する当社の株式を第三者への譲渡、担保提供、市場での売却その他の方法（第三者への信託譲渡を含む。）により処分を行わないものとする旨の合意をしております。

本買増制限に係る合意

当社は、北越コーポレーションとの間で、北越コーポレーションが、自ら又はその関連者（関係会社、北越コーポレーションが直接又は間接に実質的に支配する会社又は団体、及び北越コーポレーションと共同して当社の株式を取得し又は当社の株式に係る議決権を行使する者を含む。）をして、本覚書において想定される場合を除き、本覚書の有効期間中、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、直接又は間接を問わず、単独で又は第三者と共同して、購入その他の方法（デリバティブ取引を含むが、これに限定されない。）により、当社の株式の取得を行わず、又は行わせない旨の合意をしております。

(4) 本合意の目的

当社は、当社及び北越コーポレーションが対等な資本関係を構築することによって、取り得る施策の具体的な範囲を拡大し、両社のさらなる企業価値向上を目指すという本提携の趣旨を実現することを目的として、上記「(3) 本合意の内容」に記載した本合意を行っております。なお、本合意は上記のとおり本提携の趣旨を実現するためのものであることから、ガバナンスへの影響は軽微であると考えております。

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、2026年3月18日付け「（開示事項の経過）大王製紙株式会社と北越コーポレーション株式会社の戦略的業務提携の深化に関するお知らせ」に記載の各取引（以下「本取引」という。）について、独立社外取締役4名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」という。）を設置し、本取引に係る当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社並びに本取引に係る当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から受けた助言を踏まえつつ、検討いたしました。

本特別委員会は、本取引に係る取締役会決議に先立ち、（ ）本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的は正当且つ合理的である、（ ）本取引の取引条件は妥当であり、公正なものである、（ ）本取引に関する意思決定手続は公正である旨の答申を行い、当社は、当該答申を踏まえ、本取引の実施について、2026年3月18日開催の取締役会において決議いたしました。

その上で、当社と北越コーポレーションは、本取引に関連して、両社が対等な資本関係を構築することで、従来の戦略的業務提携をさらに深化させることが、両社のさらなる企業価値向上に資するものであるとの考えで一致しており、従来の戦略的業務提携をより発展的な内容に深化させるため、本覚書を締結しております。

以 上